

令和元年度 第2回地域包括支援センター運営部会次第

日時：令和2年3月30日（月）13時15分から

場所：三条市役所2階大会議室

1 開 会

2 議 題

協議事項

(1) 介護予防ケアマネジメント業務の委託について … 資料1

(2) 令和2年度 地域包括支援センター運営方針(案)について … 資料2

(3) 令和2年度 地域包括支援センター事業計画・収支予算(案)について
… 資料3

3 その他

4 閉 会

介護予防ケアマネジメント等の委託について

1 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントとは、要支援認定者や総合事業対象者に対し、ケアプランの作成等により適切にサービスを受けられるように支援する業務です。利用者の介護予防や自立支援を目的に、その方の心身の状況や置かれている環境などの様々な状況に応じて、利用者本人の選択などに基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

2 介護予防ケアマネジメント等の委託の承認について

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント等の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができます。

委託する場合でも、地域包括支援センターがアセスメントに関与し、居宅介護支援事業所が作成したケアプランの確認を必ず行い、必要に応じてサービス担当者会議や評価訪問に同行します。

介護予防ケアマネジメント等の委託事業所として、下記事業所に新規に委託しました。

担当包括	事業所名	住所	法人名	委託の理由
嵐南	秋葉区介護支援センター	新潟市秋葉区日宝町6-13	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会	本人が希望したため
東	はあとふるあたご居宅介護支援センター三条	三条市北潟甲282番地1	株式会社はあとふるあたご	家族が希望したため
栄	ケアセンターソレイユあざぶ	三条市麻布17番11号	有限会社ソレイユコ-ポレーション	家族が希望したため
栄	ケアプランのしきん庭	見附市本所一丁目24番26号	株式会社 至勲庭	同居家族（要介護認定者）を担当しているケアマネジャーの支援を本人、家族が希望したため
下田	ケアプランセンター分水いちごの実	燕市五千石3223番3	社会福祉法人新潟さくら会	住宅型有料老人ホーム入居者において家族が施設近隣の居宅介護支援事業所を希望したため

福祉保健部 高齢介護課

令和2年度 地域包括支援センター 運営方針(案)について

1 令和2年度 地域包括支援センター運営方針（案）について

(1) 運営方針（案）の変更内容等

➤ 重点活動の設定

- 各地域包括支援センターの事業計画作成に当たっては、担当圏域の特性や地域が抱えるニーズを踏まえ、重点活動を設定する。
- 平成31年度運営方針では、市から年度の重点活動を示していたが、各センターの特性・ニーズに基づく活動を重視するため、市全体の重点活動は設定しない。下記の運営方針の変更を踏まえ、各センターごとに設定する。

➤ 保健事業と連携した介護予防の推進

- 令和2年度から保健事業・介護予防一体化事業を開始することから、地域包括支援センターにおいても保健事業と連携した取組を行う。
- フレイル状態にある高齢者を把握した際には、生活機能低下と合わせて生活習慣病の罹患状況、発症リスクについてもアセスメントを行う。
- 状態改善のため、介護予防・日常生活支援総合事業に加え、保健事業・介護予防一体化事業（栄養改善個別訪問指導や口腔機能向上個別訪問指導）などの各事業を組み合わせて効果的なフレイル対策につなげるとともに、必要に応じて健康相談等の生活習慣病予防の取組につなげる。

➤ 介護予防ケアマネジメントにおける医療的視点の強化

- 介護予防ケアマネジメントのアセスメントの際には、利用者の服薬状況や口腔機能、栄養状態等の医療的な視点での把握に努めるとともに、介護サービス事業所等から利用者の医療に関する情報提供を受けたときには、利用者の同意を得て主治医、歯科医師、薬剤師に提供する。

➤ 権利擁護事業の推進

- 市（中核機関）と連携して権利擁護の取組を推進する。
- 介護支援専門員等の支援者が必要なタイミングで適切な支援につなげられるよう、市（中核機関）と連携して高齢者の支援に当たるとともに、研修会等を開催して知識の向上を図る。
- 支援者間のネットワーク構築を図るため、中核機関を通じて個別ケア会議等に弁護士等の専門職の参加を依頼し、チーム支援を行えるよう支援する。

1 令和2年度 地域包括支援センター運営方針（案）について

- **包括的・継続的ケアマネジメント支援における自立支援型地域ケア個別会議での助言**
 - 介護支援専門員への支援として、自立支援型地域ケア個別会議に助言者として参加し、介護予防サービス・支援計画書に対する助言等を行う。
- **在宅医療・介護連携の推進**
 - 在宅医療・介護連携推進コーディネーターと連携し、地域ケア会議の開催により個別ケースの検討等を通じた圏域内の医療と介護の多職種協働の推進を図る。
 - 今年度に引き続き、在宅医療・介護に関する住民向けの啓発講座を開催する。
- **生活支援体制の構築支援**
 - 集いの場の実態把握等を通じ、地域の社会資源の実情や生活支援に関するニーズ、担い手となり得る自治会役員、民生委員・児童委員、住民等の情報を把握し、市やセカンドライフ応援ステーションと情報を共有する。
 - 市、セカンドライフ応援ステーションと連携しながら、地域の生活支援に関するニーズに応じた地域ケア会議を開催し、集いの場の立上げや見守り活動等の住民主体の生活支援体制の構築を支援する。
- **認知症施策の推進**
 - 認知症の方や認知症の疑いのある方が早期に的確なアセスメントに基づいた支援につながるよう、適宜、認知症初期集中支援チームにつなげる。介入が困難なケースにおいては、認知症地域支援推進員と連携して支援を行う。
 - 認知症の方やその家族を認知症カフェにつなぐよう努める。特に、支援型カフェの運営法人と連携し、地域の実情に応じたカフェの開催につなげる。
 - 認知症地域支援推進員やキャラバンメイト等と連携し、集いの場等での認知症出前講座を実施するなど、地域住民に対して認知症に関する普及啓発活動や地域の見守り体制の構築に向けた取組を行う。

令和2年度 地域包括支援センター運営方針

この運営方針は、地域包括支援センター業務委託契約に基づく業務の実施に当たり、「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日老発第0609001号）、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）、「三条市介護予防・生活支援サービス事業実施要領」に基づき、「三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を踏まえ、取り組むべき事業の実施に係る方針について示すものである。

具体的な事業内容については、この方針に基づき各地域包括支援センターが事業計画を作成し、事業を実施するものとする。

1 三条市の地域包括ケアシステム構築方針

【全体方針】

支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・生活支援サービスをそれぞれの資源の垣根を超えて補いながら、安定的に提供できる環境を整備する。

【目指す姿】

- 「医療、介護、生活支援」の限られた資源を補完し、安定的にサービスを提供できる持続可能なシステムの整備
- 利用者が見たときに、状態に応じて各サービス提供主体が連携し、必要なケアが継続的に受けられることが実感できる仕組みの構築

2 ニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域包括支援センターは、活動を通じて担当圏域の特性や地域が抱えるニーズの把握に努め、課題解決に向けて重点的に取り組む業務を明らかにする。

3 地域、専門職等の関係者とのネットワーク構築方針

地域の医療、介護、生活支援のサービス関係機関のほか、民生委員・児童委員、自治会役員等の地域住民、インフォーマルサービス等、高齢者を支える様々な資源を把握した上で、ネットワーク構築が必要な機関や関係者を明らかにし、個別事例や地域の課題解決の検討を通じて日常的に連携が図られるようネットワークを構築する。

4 具体的な業務実施方針

(1) 介護予防の推進

ア 介護予防が必要な高齢者の把握

圏域内の高齢者が集まる集いの場等でフレイルチェックを実施するなどフレイル状態にある高齢者を早期に把握する。その際、生活機能低下と合わせて生活習慣病の罹患状況、発症リスクについてもアセスメン

トを行う。その状態を改善させるため、介護予防・日常生活支援総合事業や保健事業・介護予防一体化事業（栄養改善個別訪問指導や口腔機能向上個別訪問指導）などの各事業を組み合わせる効果的なフレイル対策につなげるとともに、必要に応じて健康相談等の生活習慣病予防の取組につなげる。

また、民生委員・児童委員等の地域住民からの情報により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の情報を積極的に収集・把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

イ 地域住民への普及啓発

集いの場等で介護予防講座を実施し、フレイルや認知症予防など介護予防につながる取組等を啓発する。

(2) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

実施に当たっては、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた生活目標を設定した上で、利用者がその目標を理解した上で主体的にサービスを利用し、達成のために取り組んでいけるよう支援する。

生活の困りごとに対し、単にサービスを当てはめるだけではなく、利用者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、地域の資源を把握しながら、「活動」「参加」の視点も踏まえて支援する。

また、アセスメントの際には、利用者の服薬状況や口腔機能、栄養状態等の医療的な視点での把握に努めるとともに、介護サービス事業所等から利用者の医療に関する情報提供を受けたときには、利用者の同意を得て主治医、歯科医師、薬剤師に提供する。

さらに、利用者の自立に向けたケアマネジメントとなっているか、自立支援型地域ケア個別会議の活用などにより、ケアマネジメントを定期的に振り返る。

居宅介護支援事業所に委託する場合は、介護支援専門員が作成した介護予防サービス・支援計画書が自立支援に資する内容となっているか、地域資源の活用も含めた検討がなされているかを確認し、必要に応じて計画作成の助言を行う。

(3) 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健、医療、福祉サービス又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

ア 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターが、高齢者の保健、医療、福祉、介護予防など

の様々な相談窓口であることを住民に周知する。

イ 相談対応

初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行う。相談に当たっては、職種の専門性を活かし連携しながら対応する。

また、相談対応に必要な関係者のネットワークを構築し対応する。

ウ 介護家族の支援

高齢者の在宅生活を支えるために、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援も行う。

エ 他の相談支援機関との連携

複合化・複雑化した課題を抱える高齢者やその世帯への適切な支援・対応を行うために、地域包括支援センターが解決に資する支援を行うことが困難な生活課題を把握した場合は、必要に応じて他の相談支援機関と連携して対応する。

オ 実態把握

独居高齢者等の家庭訪問や、民生委員・児童委員や自治会長等の地域のネットワークを通じ、支援が必要な高齢者の把握に努める。

(4) 権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

介護支援専門員等の支援者が必要なタイミングで適切な支援につなげられるよう、市（中核機関）と連携して高齢者の支援に当たるとともに、研修会等を開催して知識の向上を図る。併せて、支援者間のネットワーク構築を図るため、中核機関を通じて個別ケア会議等に弁護士等の専門職の参加を依頼し、チーム支援を行えるよう支援する。

ア 成年後見制度の活用促進

住民や関係機関からの相談に対応し、必要に応じて家庭訪問、情報提供、連絡調整等の直接支援や関係機関への取次ぎを行い、適切な時期に成年後見制度等を利用できるように支援する。

イ 老人福祉施設等への措置の支援

身体的・精神的な理由や、経済・家庭環境などの理由によって自宅で生活することが困難であると判断される高齢者に対し、養護老人ホーム等への措置入所の支援を行う。

ウ 高齢者虐待の対応

住民や関係機関から高齢者虐待に関する相談を受理したときは、高齢者の保護や養護者支援等、安全確保と再発防止に向けて速やかに高齢者虐待対応フローチャートに基づいて対応する。

また、疑いの段階で早期に通報することを介護サービス事業所に周知し、養護者や介護者に負担軽減等の支援を行い、虐待の防止を図る。

エ 消費者被害の防止

相談に対して、直接的な支援や市民なんでも相談室等の関係機関への取次ぎを行い、できるだけ被害に遭わないように支援する。また、圏域内で被害防止の啓発活動や相談窓口の紹介を行う。

オ 権利擁護啓発活動

家庭訪問や地域の集いの場などを活用して、圏域内の高齢者に対する権利擁護意識の向上を図るための啓発活動を行う。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における多職種との連携により協働したケアマネジメント支援を行う。

また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付に係るケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築

多様な生活課題を抱えた高齢者を支援するため、多様な構成員による支援チームが地域の様々な資源を活用し、包括的な支援が提供されるための地域における連携体制の構築や調整を行う。

また、高齢者の心身の状況や生活環境の変化等、状態に応じて適切な支援が切れ目なく提供できるよう、継続的ケアマネジメントの実践を支援する。

イ 個々の介護支援専門員に対する支援

- ・ 自立支援に資するケアマネジメントの支援となるよう、サービス担当者会議や自立支援型地域ケア個別会議での助言、介護支援専門員が作成した介護予防サービス・支援計画書に対する助言等を行う。
- ・ 介護支援専門員が抱える支援困難事例の相談に対し、地域住民や専門機関等と連携して具体的な支援方針を検討し、指導助言を行う。必要に応じて、同行訪問や個別地域ケア会議につなげる。
- ・ 介護支援専門員からの相談に応じながら、圏域の介護支援専門員の実情や抱えている課題を把握し、介護支援専門員連絡会と連携して事業所の枠を超えた介護支援専門員相互のネットワーク構築や、事例検討会、研修会等の必要な取組を実施する。

5 地域ケア会議の運営方針

包括的・継続的ケアマネジメント支援の業務の効果的な実施を図るため、圏域の介護支援専門員、保健、医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員・児童委員その他の関係者等により構成される地域ケア会議を実施し、介護等が必要な高齢者への適切な支援に必要な検討を行うとともに、高

高齢者が地域で自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

また、地域に共通した課題を把握し、地域に必要な資源を開発するための検討を行う。

会議の構成員は、会議の目的に応じ、必要に応じて調整する。

(1) 個別ケア会議の実施

多職種が協働し、高齢者が抱える課題について専門的な視点による効果的な支援策の検討を通じ、課題解決を支援するとともに、日頃から多職種が協働するためのネットワーク構築を図る。

また、介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。

さらに、個別事例の検討の積み重ねにより、地域に不足する資源等、地域の課題を把握する。

(2) 圏域地域ケア会議の実施

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等との連携を促進し、ネットワークを構築する。

個別支援等を通じて把握した地域課題を整理し、課題解決に向けた資源の調整や、地域に必要な新たな資源の開発につなげる。

また、下記の「6 在宅医療・介護連携の推進」、「7 生活支援体制の構築支援」に資する地域ケア会議を在宅医療・介護連携推進コーディネーターやセカンドライフ応援ステーション（生活支援コーディネーター）とともに開催する。

6 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携推進コーディネーターと連携し、地域ケア会議の開催により個別ケースの検討等を通じた圏域内の医療と介護の多職種協働の推進を図るとともに、在宅医療・介護に関する住民向けの啓発講座を開催する。

7 生活支援体制の構築支援

日常業務や集いの場の実態把握等を通じ、地域の社会資源の実情や生活支援に関するニーズ、担い手となり得る自治会役員、民生委員・児童委員、住民等の情報を把握し、市やセカンドライフ応援ステーションと情報を共有する。

また、市、セカンドライフ応援ステーションと連携しながら、地域の生活支援に関するニーズに応じた地域ケア会議を開催し、集いの場の立上げや見守り活動等の住民主体の生活支援体制の構築を支援する。

8 認知症施策の推進

認知症の方や認知症の疑いのある方が早期に的確なアセスメントに基づい

た支援につながるよう、適宜、認知症初期集中支援チームにつなげる。介入が困難なケースにおいては、認知症地域支援推進員と連携して支援を行う。

また、認知症の方やその家族を認知症カフェにつなぐよう努める。特に、支援型カフェの運営法人と連携し、地域の実情に応じたカフェの開催につなげる。

さらに、認知症地域支援推進員やキャラバンメイト等と連携し、集いの場等での認知症出前講座を実施するなど、地域住民に対して認知症に関する普及啓発活動や地域の見守り体制の構築に向けた取組を行う。

9 市町村との連携方針

地域包括支援センター長会議や包括ケア推進会議実務者連絡会等で、市の方針等を共有するとともに、必要により活動の進め方等について協議する。

また、各センターの活動状況の情報交換、研修の復命等により、効果的な活動方法を検討するとともに、センター職員自らの資質の向上を図る。

10 公正・中立性確保のための方針

市の高齢者保健・福祉・介護行政の一翼を担う機関として、居宅介護支援事業所や介護サービスの紹介など支援の実施に当たっては、その経緯を記録するなど明確にし、公正・中立性を確保した事業運営に努める。

各センターは、年1回自己評価を実施し、市はそれを基に総合的に評価した結果を介護保険運営協議会地域包括支援センター運営部会に報告する。

評価基準は、別に定める。

令和2年度地域包括支援センター事業計画・収支予算（案）について

センター名	資料ページ	
	事業計画（案）	収支予算（案）
三条市地域包括支援センター嵐北	2～3 ページ	4 ページ
三条市地域包括支援センター嵐南	5～7 ページ	8 ページ
三条市地域包括支援センター 東	9～10 ページ	11 ページ
三条市地域包括支援センター 栄	12～13 ページ	14 ページ
三条市地域包括支援センター下田	15～16 ページ	17 ページ

令和2年度 三条市地域包括支援センター嵐北 事業計画

1 重点活動

- (1) 地域包括ケアシステム構築のため、個別ケア会議、圏域地域ケア会議の推進を行い、圏域内のネットワークを活用し地域で高齢者を支える。
- (2) 地域の生活支援体制整備に向け実態把握をし、集いの場の推進、継続支援を実施する。
- (3) 圏域内の地域に出向き、介護予防の啓発講座や認知症声掛け活動を地域に広める。

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等でフレイルチェックを実施し、フレイル状態の高齢者を早期に把握し、状態改善に向け、介護予防・日常生活支援総合事業や保健事業・介護予防一体化事業（栄養改善や口腔機能向上個別訪問指導）など各事業を組み合わせ対応する。必要に応じ健康相談等の生活習慣予防の取組につなげる。 ・ 地域住民の情報から、何らかの支援を要する高齢者の情報を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。 	通年
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等で介護予防講座を実施し、フレイルや認知症など介護予防につながる取組等を啓発する。 ・ 圏域で年に1回、市民啓発講座を多職種協働で行う。 	通年
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のアセスメント時は介護サービス事業所、健康づくり課等からの医療情報提供を受けた場合、医師、薬剤師と連携を取り情報共有を図る。 ・ 居宅介護支援事業所に委託した介護予防サービス・支援計画書が自立支援に資する内容になっているか、地域の資源が活用されているか確認、助言を行う。自立支援型地域ケア会議も活用する。 	随時
(3) 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当センター独自のチラシ、広報誌を地域住民が集まる施設等に設置し、高齢者の総合相談窓口の周知を拡大する。 ・ 高齢者本人及び介護を行う家族等に対する支援も行う。必要に応じ他の相談支援機関と連携し対応する。 	随時
(4) 権利擁護業務	<p>(成年後見制度の活用促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や関係機関からの相談に応じ、情報提供、連絡調整、担当機関へ取り次ぐ。 ・ 権利擁護関係の啓発を行い住民へ制度の周知を促す。 <p>(高齢者虐待の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員等の支援者が必要なタイミングで適切な支援につなげられるよう、市(中核機関)と連携して高齢者及び養護者の支援にあたる。 	通年
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	<p>ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な課題を抱えた高齢者を支援するため、多職種による支援チームの連携体制構築や調整を行う。 	適時

項目	取組内容	実施時期
	イ 個々の介護支援専門員に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員が作成した介護予防サービスに対する助言を自立支援型地域ケア会議やサービス担当者会議にて行う。支援困難事例の相談に対しては、指導・助言を行い、必要に応じて同行訪問や個別ケア会議につなげ、介護支援専門員相互のネットワーク構築、事例検討会、研修会等の必要な取組を実施する。 	適時
(6) 地域ケア会議の実施		
ア 個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が抱える課題について、多職種が専門性を生かした視点で課題の整理と解決策を検討するとともに、多職種が協働するためのネットワークを構築する。 	適時
	<ul style="list-style-type: none"> 個別課題解決を通じて、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるとともに、地域に不足する社会資源、地域課題を把握する。 	適時
イ 圏域地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の民生委員児童委員協議会を2回に分け、地域の実情と課題把握、問題解決に向け話し合いを行う。 	年2回 4月、5月
	<ul style="list-style-type: none"> 圏域を4か所に分け、自治会、民生委員、警察、消防、行政、医療、介護、権利擁護関係機関等を参集し、地域の実態把握、課題の分析、問題解決に向け話し合い、合わせて多職種の連携も図る。「地域で孤立を防ぐ」を主テーマとし、各地域特性に合わせて在宅医療・介護、権利擁護関係の題材も含め会議を構成していく。 	年4回 8、9、10、11月
	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の依頼で、課題解決、連携が必要な場合に適時検討する会議を開催する。また、在宅介護・介護連携の推進、生活支援体制の構築支援に資する会議を在宅医療・介護連携推進コーディネーターやセカンドライフ応援ステーションとともに開催する。 	適時
(7) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア総合推進センターと連携し、個別ケア会議を実施することで、圏域内の医療と介護の多職種協働を推進する。また、在宅医療・介護に関する住民の理解を促進するため啓発講座を実施する。 	通年
(8) 生活支援体制の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> 日常業務や集いの場の実態把握を通じ、地域の社会資源やニーズ、情報を把握し、市やセカンドライフ応援ステーション、社会福祉協議会と情報共有する。また、各機関と連携し、地域の生活支援に関するニーズに応じた地域ケア会議の開催、集いの場の立上げや見守り活動等の住民主体の生活支援体制構築を支援する。 	通年
(9) 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や認知症疑いがある方に対し、早期に的確なアセスメントを行い、必要時は認知症初期集中支援チームにつなげる。介入困難ケースは、認知症地域支援推進員と連携し支援する。また、認知症の方やその家族を認知症カフェ利用につなげ、圏域の支援型カフェと連携し地域の実情に応じたカフェ開催を支援する。 関係機関と連携し、集いの場で認知症出前講座や声掛け活動を実施し、認知症普及啓発活動や地域の見守り体制構築に向け取組を行う。 	適時

令和2年度地域包括支援センター運營業務及び指定介護予防支援事業収支予算書

施設名	三条市地域包括支援センター嵐北	事業者名	社会福祉法人 県央福祉会
		代表者名	理事長 碁石 學
		センター長氏名	鈴木 泰子

単位:円

1 収入

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運營業務委託料	23,842,000	
介護予防ケアマネジメント支給費	10,696,400	ケアマネジメントA基本報酬 @4,310円×2,400件=10,344,000円 ケアマネジメントA初回加算 @3,000円×60件=180,000円 ケアマネジメントB基本報酬 @4,310円×40件=172,400円
介護報酬(介護予防支援費)	12,015,600	基本報酬 @4,310円×2,760件=11,895,600円 初回加算 @3,000円×40件=120,000円
利息配当金・雑収入	0	
その他	0	
収入合計	46,554,000	

2 支出

支出	予算額	
人件費	26,339,800	
(内訳) 給料	16,141,867	職員5人分
職員手当等	7,335,136	
共済費	179,000	
賃金	0	
法定福利費	2,683,797	
物件費	20,214,200	
(内訳) 報酬		
報償費		
旅費	27,900	研修旅費等
(内訳) 普通旅費	25,400	
費用弁償	2,500	
需用費	901,600	
(内訳) 消耗品費	282,000	事務用品等
医薬材料費	0	
燃料費	341,200	ガソリン等
印刷製本費	11,000	印刷代
光熱水費	114,000	電気料金等
修繕料	153,400	自動車等修理
福利厚生費	142,300	健康診断等
役務費	559,900	
(内訳) 通信運搬費	344,000	電話、携帯料金等
広告料	2,100	広報誌等
手数料	21,700	振込手数料等
保険料	192,100	自動車保険料等
委託料	17,291,700	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	16,959,600	
その他の委託	332,100	清掃業務委託等
使用料及び賃借料	545,300	パソコン、システム等リース料
備品購入費	0	
負担金	716,600	研修参加費、諸会費等
租税公課	28,900	消費税
支出合計	46,554,000	

令和2年度 三条市地域包括支援センター嵐南 事業計画

1 重点活動

- (1) 多世代がつながり、地域住民が自分の事として地域社会について考え、地域で支え合える体制を構築する。
- (2) 住み慣れた地域で暮らし続けるために、令和元年度に実施した地域ケア会議で表出された地域課題の解決へ向け、地域の見守り体制をつくる。
- (3) 自治会役員等の地域住民、民生委員・児童委員、地域の医療、介護、生活支援のサービス関係機関とお互いを理解し、ネットワーク構築に力を入れる。

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の高齢者が集まる集いの場等でフレイルチェックを実施し、フレイル状態にある高齢者を早期発見する。 ・ 民生委員・児童委員、地域住民からの情報により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の情報を積極的に収集・把握する。 	随時
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等で介護予防講座を実施し、フレイルや認知症予防など介護予防につながる取組等を啓発する。 ・ 地域の実情にあった介護予防啓発内容の充実を図るため、健康づくり課、多職種と協働し実施する。 	通年
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防、日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて利用者の選択に基づき適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 ・ 利用者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、地域の資源を把握しながら、「活動」「参加」の視点も踏まえて支援する。 ・ 介護支援専門員が作成した介護予防サービス・支援計画書が自立支援に資する内容となっているか、地域資源の活用も含めた検討がなされているかを確認し、計画作成の助言を行う。 	通年
(3) 総合相談支援業務	<p>ア 地域包括支援センターの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが、高齢者の保健、医療、福祉、介護予防などの様々な相談窓口であることを住民に周知する。 <p>イ 相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行う。相談に当たっては、職種の専門性を活かし連携しながら対応する。 <p>ウ 介護家族の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の在宅生活を支えるために、介護を行う家族等に対する支援も行う。 <p>エ 他の相談支援機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが解決に資する支援を行うこ 	通年

項 目	取組内容	実施時期
(7) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療・介護に関する住民の理解を促進するため啓発講座を実施する。 ・ 在宅医療・介護の連携の推進に向けて地域、医療、介護、その他関係者で話し合いを行い、多職種の間に見える関係づくりを行い、日常的に相談ができるとともに、協働体制を構築する。 	<p>年 1 回</p> <p>年 1 回</p>
(8) 生活支援体制の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の社会資源の実情や課題を把握し、地域ケア会議を活用して解決策を協議する。市、セカンドライフ応援ステーションと連携しながら地域の集いの場の立ち上げ、見守り活動等の住民主体の生活支援体制を支援する。 	<p>随時</p>
(9) 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症地域推進員、キャラバンメイトと連携し、地域住民に対し認知症の理解、見守り体制の構築に向け、集いの場等で普及啓発活動を行う。 ・ 認知症地域推進員と連携し、小学校にて高齢者の理解に向けての取組や認知症サポーター養成講座を実施する。 ・ 地域の見守り体制の構築に向け、高齢者、子育て世代、子どもと多世代で認知症声かけ訓練の実施、見守り体制づくりの構築を図るための地域ケア会議を実施する。 	<p>随時</p> <p>年 3 回 (時期未定)</p> <p>年 3 回 (時期未定)</p>

令和2年度地域包括支援センター運営業務及び指定介護予防支援事業収支予算書

施設名	三条市地域包括支援センター嵐南	事業者名	社会福祉法人恩賜財団済生会
		代表者名	上村 朝輝
		センター長氏名	佐藤 光美

1 収入

単位:円

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運営業務委託料	29,171,400	
介護予防ケアマネジメント支給費	12,521,680	ケアマネジメントA基本報酬 @4,310円×2,828件=12,188,680円 ケアマネジメントA初回加算 @3,000円×111件=333,000円 ケアマネジメントB基本報酬 @4,310円×0件=0円
介護報酬(介護予防支援費)	14,149,720	基本報酬 @4,310円×3,212件=13,843,720円 初回加算 @3,000円×102件=306,000円
利息配当金・雑収入	1,200	
その他	0	
収入合計	55,844,000	

2 支出

支出	予算額	
人件費	28,939,000	
(内訳) 給料	16,936,000	職員6人分、事務職1人分(兼務)
職員手当等	5,477,000	
共済費	866,000	
賃金	1,970,000	
法定福利費	3,690,000	
物件費	26,905,000	
(内訳) 報酬	0	
報償費	0	
旅費	600,000	
(内訳) 普通旅費	600,000	交通宿泊費等
費用弁償	0	
需用費	3,536,000	
(内訳) 消耗品費	990,000	事務用品等
医薬材料費	0	
燃料費	1,335,000	ガソリン代等
印刷製本費	56,000	封筒代等
光熱水費	655,000	電気料金等
修繕料	500,000	自動車等修理
福利厚生費	436,000	
役務費	1,682,000	
(内訳) 通信運搬費	606,000	電話料金等
広告料	666,000	広報
手数料	143,000	振込手数料等
保険料	167,000	自動車保険料、火災保険料
会議費	100,000	地域ケア会議、在宅サービス協議会等
委託料	19,637,000	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	19,534,000	居宅委託分等
その他の委託	103,000	清掃委託等
使用料及び賃借料	959,000	リース料
備品購入費	0	
負担金	0	
租税公課	55,000	自動車税等
支出合計	55,844,000	

令和2年度 三条市地域包括支援センター東 事業計画

1 重点活動

- (1) 地域の課題抽出、困っている人をより早く発見できる体制作りのために、地域の関係機関（自治会長、民生委員等）と連携を深めていく活動を行う。
- (2) 多職種連携を意識した個別ケア会議を行い、地域で包括的に高齢者を支援する。
- (3) 地域における認知症の理解、見守り体制構築のための啓発活動を継続する。

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の集いの場等で、フレイルチェックを実施するなどし、支援の必要な高齢者を把握する。生活機能低下をきたしている状況を把握、アセスメントを行い、改善させるためのフレイル対策の事業につなげる。 ・ 地域ケア会議等で自治会や民生委員との情報共有に努め、地域の状況を知る機会と捉えて積極的に把握に努める。 	随時
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集いの場等で介護予防講座を実施し、フレイルや認知症予防など介護予防につながる取組等を啓発する。 ・ 住民からの依頼内容に沿った啓発教室を行う。 ・ 集合住宅など、高齢化率の高い地域での教室開催を継続する。 	随時 年2回 5、10月
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防及び日常生活支援を目的とし、高齢者の身体、生活状況を適切にアセスメントし、自立意思、選択を尊重し、利用者自身が生きがいや役割を持って生活できるよう、支援を行う。 ・ アセスメントの際には、医療的な視点での把握に努め、連携が必要な時は利用者の同意を得て主治医、歯科医師、薬剤師に情報提供する。 ・ 地域の社会資源を把握し、必要時には介護支援専門員などに紹介し、利用者の自立に向けたケアマネジメントになるように、計画作成の助言を行う。 	通年
(3) 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを住民及び関係機関に周知し、必要時、適切な保健・医療・福祉サービス、及び機関や制度の利用につなげる等の支援を行う。 	通年
(4) 権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の尊厳ある生活維持のために、専門的・継続的な視点から権利擁護のため必要な支援を行う。必要に応じて、成年後見制度活用に向けて活動を行う。 ・ 介護支援専門員が必要なタイミングで高齢者を支援できるよう市を通じて個別ケア会議等に弁護士等専門職の参加依頼や、多職種との連携を図りつつ、チームで支援する。 ・ 研修会等を通して、権利擁護の意識の向上を図る。 	随時
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	<p>ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な生活課題を抱えた高齢者を支援するため、多様な構成員による支援チームが地域資源を活用し、包括的な支援提供のための連携体制の構築や調整を行う。 	随時

項目	取組内容	実施時期
(5) 包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> 連携体制の構築に向け、地域における社会資源の把握、情報収集に努め、集約する。 	随時
	イ 個々の介護支援専門員に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 自立支援に資するケアマネジメントの支援となるよう、作成した介護予防サービス・支援計画書に助言、自立支援型地域ケア個別会議での助言を行う。 支援困難と思われる高齢者またはその家族に対してサービス担当者会議等に同行訪問する機会を捉えたり、個別ケア会議を実施するなど個々の状況に合わせて側面的に支援する。 	
(6) 地域ケア会議の実施		
ア 個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースの支援について、圏域内の多職種が専門性を生かした視点で課題の整理と解決策を検討するとともに、多職種の顔の見える関係の構築及び専門性や業務内容の相互理解を図り、連携を強化する。 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースにおける検討課題から、地域に共通する課題の明確化を図る。 	随時
イ 圏域地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員協議会の地区ごとの定例会に参加し、気になる高齢者や孤立しているような高齢者等を把握した際、適宜情報交換しやすいよう連絡体制を整備し、必要時は個別ケア会議につなげるよう連携、協力体制の構築を図る。 	井栗、大崎、大島地区 計3回 4～6月
	<ul style="list-style-type: none"> 地域で課題と思われる事例（認知症関連、8050問題、身寄りなし事例等）を通して、主に専門職向けの多職種関係機関の参集範囲を決定し、課題解決に向けて話し合いを行う。また自治会長等とも顔つなぎができ、連携が図れるよう啓発を行う。 	7月・8月
(7) 在宅医療・介護 連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内の医療と介護の多職種協働を推進するため地域包括ケア総合推進センターと連携し、看取りの事例やひめさゆりネット有効活用事例等圏域内で共有できるような場を設定する。 地域包括ケア総合推進センターと連携し、在宅医療・介護に関する住民の理解を促進するため啓発講座を実施する。 	随時
(8) 生活支援体制 の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> 市やセカンドライフ応援ステーションと連携しながら地域の社会資源の実情や課題を把握し、地域の集いの場の立上げ等、住民主体の生活支援体制の構築を支援する。 	随時
(9) 認知症施策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員、支援型認知症カフェと連携を図り、認知症の理解、見守り体制構築のための支援を行う。必要と思われる地域を選定して、認知症サポーター養成講座、認知症見守り声かけ訓練や搜索訓練の実施に向けて検討する。認知症初期集中支援チーム員派遣を活用し、多職種連携強化を図る。 	随時

令和2年度地域包括支援センター運営業務及び指定介護予防支援事業収支予算書

施設名	三条市地域包括支援センター東	事業者名	社会福祉法人 県央福祉会
		代表者名	理事長 碁石 學
		センター長氏名	西丸 恵理子

8,979,500

単位:円

1 収入

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運営業務委託料	23,842,000	
介護予防ケアマネジメント支給費	8,979,500	ケアマネジメントA基本報酬 @4,310円×2040件=8,792,400円 ケアマネジメントA初回加算 @3,000円×48件=144,000円 ケアマネジメントB基本報酬 @4,310円×10件=43,100円
介護報酬	9,453,600	基本報酬 @4,310円×2160件=9,309,600円 初回加算 @3,000円×48件=144,000円
利息配当金・雑収入	0	
その他	0	
収入合計	42,275,100	

2 支出

支出	予算額	
人件費	24,181,100	
(内訳) 給料	13,546,777	職員5人分
職員手当等	7,218,390	
共済費	156,950	
賃金		
法定福利費	3,258,983	
物件費	18,094,000	
(内訳) 報酬		
報償費		
旅費	42,800	
(内訳) 普通旅費	40,000	研修旅費等
費用弁償	2,800	
需用費	723,000	
(内訳) 消耗品費	144,000	事務用品等
医薬材料費	0	
燃料費	400,000	ガソリン代
印刷製本費	0	
光熱水費	14,000	電気料金等
修繕料	165,000	自動車等修繕
福利厚生費	110,000	健康診断等
役務費	621,000	
(内訳) 通信運搬費	320,000	電話、携帯料金
広告料	2,000	広報誌等
手数料	11,000	振込手数料等
保険料	288,000	自動車任意保険等
委託料	14,266,200	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	13,981,200	
その他の委託	285,000	清掃業務委託等
使用料及び賃借料	1,351,000	パソコン、システム等リース料
備品購入費	0	
負担金	886,000	研修参加費、諸会費等
租税公課	94,000	消費税
支出合計	42,275,100	

令和2年度 三条市地域包括支援センター栄 事業計画

1 重点活動

- (1) 高齢者の実態把握を継続し、必要な支援につなげ自立の促進を図る。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種協働による個別ケア会議、圏域地域ケア会議を活用し、地域住民と一緒に地域の課題を共有し地域で支えあう意識を高める。
- (3) 小学校区単位で認知症に関する普及啓発活動を実施し、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指す。

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の高齢者が集まる集いの場等で、フレイル状態にある高齢者や支援が必要な高齢者を早期に把握し、ニーズに合わせた介護予防・日常生活支援総合事業や必要に応じて健康相談等の生活習慣病予防の取組につなげる。 	通年
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ セカンドライフ応援ステーションと連携を図りながら集いの場の実態を把握し、参加者のニーズに合わせた介護予防につながる取組を啓発する。 	随時
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防及び日常生活支援を目的として、利用者の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。 ・ 自立支援型地域ケア個別会議を活用し、自立に向けたケアマネジメントを定期的に振り返る。 	随時
(3) 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう実態把握を継続し、地域における関係者とのネットワークの構築を図る。 ・ 高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対しても必要な支援を幅広く把握し、適切な関係機関につなげる。 	通年
(4) 権利擁護業務	<p>(成年後見制度の活用促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や関係者からの相談に速やかに対応し、専門的、継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。 ・ 三条市が作成した「わたしの安心ノート」を啓発活動等で活用し老後の備えの意識づけを行う。 <p>(高齢者虐待の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や関係者から高齢者虐待に関する相談を受理したときは、高齢者虐待フローチャートに基づいて速やかに対応する。 ・ 介護支援専門員やサービス事業所と連携を図り、疑いの段階で早期に通報することを周知し防止を図る。 <p>(消費者被害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民なんでも相談室と連携を図り被害防止の啓発活動や相談窓口の紹介を行う。 	随時

項目	取組内容	実施時期
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築 ・ 包括的な支援が提供されるための地域における連絡体制の構築や調整を行う。	通年
	イ 個々の介護支援専門員に対する支援 (事例検討会支援) ・ 介護支援専門員連絡会と協力し介護支援専門員の事例検討会の開催を支援する。 (多職種事例検討会) ・ 圏域内の居宅介護支援事業所、施設ケアマネジャー、サービス事業所等関係者が事例検討会を実施し顔の見える関係づくりを行う。	年数回 年1回 8月
(6) 地域ケア会議の実施		
ア 個別ケア会議	・ 個別ケースの支援について、多職種が専門性を生かした視点で課題の整理と解決策を検討するとともに、多職種の顔の見える関係の構築や業務内容の連携を図る。	通年
	・ 介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、個別事例の検討の積み重ねにより地域に不足する資源等地域の課題を把握する。	随時
イ 圏域地域ケア会議	・ 民生委員・児童委員が出席している定例会にて地域の現状と課題を集約・情報共有しネットワークを構築する。	年2回 4月、1月
	(住民参加型地域ケア会議) ・ 「認知症」、「在宅医療」をテーマに関係者、地域住民と一緒に地域課題を共有する。	年2回
	(認知症見守り声かけ体験) ・ 圏域内の小学校区3か所の地域で自治会長、民生委員、認知症地域支援推進員と連携を図り認知症について正しく理解し、認知症の人を地域全体で支えあう意識を高める。(そのうち1か所はグループホームと共催し路上にて実施予定)	年3回
(7) 在宅医療・介護連携の推進	・ 在宅医療・介護連携推進コーディネーターと連携し地域ケア会議の開催により圏域内の多職種協働の推進を図るとともに、在宅医療・介護に関する住民向けの啓発講座を開催する。	随時
(8) 生活支援体制の構築支援	・ 市やセカンドライフ応援ステーション等と連携を図りながら、地域の集いの場の立ち上げや見守り活動等の住民主体の生活支援体制の構築を支援する。	随時
(9) 認知症施策の推進	・ 認知症の方や疑いがある方が早期に的確なアセスメントに基づいた支援につながるよう適宜、認知症初期集中支援チームにつなげる。 ・ 認知症地域支援推進員やキャラバンメイト等と連携を図り、小学校にて認知症の人を含む高齢者の理解や認知症サポーター養成講座を実施する。	年1回

令和2年度地域包括支援センター運営業務及び指定介護予防支援事業収支予算書

施設名	三条市地域包括支援センター栄	事業者名	社会福祉法人さかえ福祉会
		代表者名	理事長 飛田 一則
		センター長氏名	小柳 朋子

1 収入

単位:円

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運営業務委託料	15,812,400	
介護予防ケアマネジメント支給費	4,810,040	ケアマネジメントA基本報酬 @4,310円×1,078件=4,646,180円 ケアマネジメントA初回加算 @3,000円×46件=138,000円 ケアマネジメントB基本報酬 @4,310円×6件=25,860円
介護報酬(介護予防支援費)	4,791,830	基本報酬 @4,310円×1,093件=4,710,830円 初回加算 @3,000円×27件=81,000円
利息配当金・雑収入	16,000	
その他	0	
収入合計	25,430,270	

2 支出

支出	予算額	
人件費	18,368,625	
(内訳) 給料	12,039,800	職員4人分
職員手当等	3,898,200	
共済費	350,000	
賃金	18,800	
法定福利費	2,061,825	
物件費	7,061,645	
(内訳) 報酬	0	
報償費	0	
旅費	0	
(内訳) 普通旅費	0	
費用弁償	0	
需用費	1,367,000	
(内訳) 消耗品費	65,000	コピー用紙、事務用品等
医薬材料費	0	
燃料費	140,000	ガソリン代
印刷製本費	143,000	名刺、封筒等印刷代
光熱水費	899,000	電気、ガス、水道使用料
修繕料	120,000	
福利厚生費	108,000	予防接種、健康診断等
役務費	549,000	
(内訳) 通信運搬費	376,000	電話料、郵送料
広告料	10,000	広報誌
手数料	27,000	振込手数料
保険料	136,000	自動車任意保険料等
	0	
委託料	4,787,645	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	4,347,395	
その他の委託	440,250	清掃業務、ごみ収集業務等
使用料及び賃借料	161,000	ワイズマンシステム等
備品購入費	0	
負担金	81,000	ケアマネ更新研修受講料(Ⅱ)等
租税公課	8,000	
支出合計	25,430,270	

令和2年度 三条市地域包括支援センター下田 事業計画

1 重点活動

- (1) 地域に出向き包括の周知を図り、高齢者の実態把握とそれに関わる課題を抽出し、地域に必要な資源開発や地域で高齢者を支える仕組みづくりを行う。
- (2) 圏域における在宅医療と介護の連携がスムーズに行える体制づくりを行う。
- (3) 個別ケア会議、地域ケア会議を活用し、圏域内の多職種の顔の見える関係と日常的な相談・協働の関係づくりを促進する。

2 個別の事業

項目	取組内容	実施時期
(1) 介護予防の推進		
ア 介護予防の必要な高齢者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域内の集いの場等でフレイルチェックを実施し、介護予防・日常生活総合事業の各事業を組み合わせ、フレイル対策につなげる。 ・ 民生委員・児童委員等からの情報収集や高齢世帯の個別訪問等により何らかの支援を要する高齢者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。 	随時
イ 地域住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ セカンドライフ応援ステーションや三条市社会福祉協議会が行うフレイル予防推進チームと連携しながら圏域内の集いの場の実態を把握し、参加者のニーズに合わせた介護予防につながる取組を啓発する。 	随時
(2) 介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防、日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 ・ 居宅介護支援事業所に委託する場合は、介護予防サービス・支援計画書が自立支援に資する内容となっているか、地域資源の内容も含めた検討がなされているかを確認し、必要に応じて計画作成の助言を行う。 	随時
(3) 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターが高齢者のさまざまな相談窓口であることを、圏域内の住民に周知する。 ・ 相談に対しては職種の専門性を活かし連携しながら対応する。また高齢者本人のみならず介護を行う家族等への支援や、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者やその世帯への適切な支援や対応を行い、必要に応じて他の相談支援機関と連携をして対応する。 	随時
(4) 権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。 	随時

項目	取組内容	実施時期
(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	ア 地域における包括的・継続的なケア体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 多様な生活課題を抱えた高齢者を支援するため、多様な構成員による支援チームが地域の様々な資源を活用し、地域における連携体制の構築や調整を行う。 	随時
	イ 個々の介護支援専門員に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 自立支援に資するケアマネジメントの支援となるよう、サービス担当者会議等での助言、介護予防サービス・支援計画書に対する助言等を行う。 圏域内の介護支援専門員の実情や抱えている課題を把握し、必要に応じ事例検討会や研修会等の取組を行う。 	随時
(6) 地域ケア会議の実施		
ア 個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースの支援について、多職種が専門性を生かした視点で課題の整理を行い、解決策を導き出すとともに、多職種の顔の見える関係の構築及び専門性や業務内容の相互理解を深め、連携を図る。 	随時
	<ul style="list-style-type: none"> 個別の検討の積み重ねにより、地域に不足する社会資源等、地域の課題を把握する。 	随時
イ 圏域地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題を整理し、地域の関係機関のネットワークを構築しながら、課題解決に向けた資源の調整や、地域で必要な新たな資源開発につなげる。 	年2回 5、7月
	<ul style="list-style-type: none"> 下田地区民生委員児童委員協議会と圏域内の支援関係者が具体的に連携し合うための顔の見える関係づくりを行う。 	年2回 5、1月
	<ul style="list-style-type: none"> 特定の集いの場を対象に、認知症についての理解を深め、地域の情報共有を行い、認知症声かけ訓練等を実施し、認知症の人を地域全体で支え合う体制づくりに繋げる。 	未定
(7) 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進コーディネーターと連携し、地域ケア会議の開催により個別の検討等を通じた圏域内の医療と介護の多職種協働の推進を図るとともに、在宅医療・介護に関する住民向け啓発講座を開催する。 	随時
(8) 生活支援体制の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> 市、セカンドライフ応援ステーションと連携し地域の集いの場の立ち上げや見守り活動等住民主体の生活支援体制の構築を支援する。 	随時
(9) 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方や認知症の疑いのある方が早期に的確なアセスメントに基づいた支援につながるよう、適宜、認知症初期集中支援チームにつなげる。 認知症地域支援推進員等と連携し、地域住民に対して認知症に関する普及啓発活動や地域の見守り体制の構築に向けた取組を行う。 	随時

令和2年度地域包括支援センター運営業務及び指定介護予防支援事業収支予算書

施設名	三条市地域包括支援センター下田	事業者名	三条市社会福祉協議会
		代表者名	会長 上石 貞夫
		センター長氏名	管理者 佐藤 真奈美

単位:円

1 収入

収入	予算額	内 訳
地域包括支援センター運営業務委託料	15,812,000	
介護予防ケアマネジメント支給費	1,965,000	ケアマネジメントA基本報酬 @4,310円×421件=1,814,510円 ケアマネジメントA初回加算 @3,000円×36件=108,000円 ケアマネジメントB基本報酬 @4,310円×10件=43,100円
介護報酬(介護予防支援費)	6,209,000	基本報酬 @4,310円×1,407件=6,064,170円 初回加算 @3,000円×48件=144,000円
利息配当金・雑収入	0	
その他	71,000	住宅改修理由書作成費・訪問介護事業繰入金
収入合計	24,057,000	

2 支出

支出	予算額	
人件費	19,443,000	
(内訳) 給料	12,025,000	職員4人分
職員手当等	3,574,000	諸手当・賞与
共済費	1,300,000	退職手当積立金掛金・退職手当積立基金預け金支出
賃金	0	
法定福利費	2,544,000	社会保険料・労働保険料
物件費	4,614,000	
(内訳) 報酬		
報償費		
旅費	0	別会計に計上
(内訳) 普通旅費	0	
費用弁償	0	
需用費	307,000	
(内訳) 消耗品費	30,000	トナー・コピー用紙・文具
医薬材料費		
燃料費	118,000	ガソリン代
印刷製本費		
光熱水費	159,000	電気料金・水道料金
修繕料		
福利厚生費	44,000	健康診断・予防注射
役務費	556,000	
(内訳) 通信運搬費	267,000	電話料・通信料・郵送料
広告料		
手数料		
保険料	161,000	傷害賠償責任保険料・自動車任意保険料・自賠責保険料
保守料	128,000	自動車検査整備費・冷暖房設備・消防用設備保守料
委託料	3,258,000	
(内訳) 居宅介護支援事業所への委託	3,208,000	
その他の委託	50,000	清掃業務委託料・警備業務委託料
使用料及び賃借料	406,000	介護保険システム・自動車リース・ひめさゆりネット
備品購入費		
負担金		
租税公課	43,000	自動車税・消費税
支出合計	24,057,000	